

地域協議会の主な役割

■ 自主的審議にすること

地域住民との意見交換などを通じて把握した地域自治区内の課題について、地域協議会が自らテーマを決めて、より良い解決策を話し合います。そして、話し合いの結果をもとに、地域で活動する団体等との連携・協力により解決に向けて取り組みます。また、地域の中で対応できないことは、市政での実現を求めるため、意見書を提出することができます。

■ 質問事項にすること

地域自治区内の重要な公の施設の設置や廃止などについて、市長から意見を求められたときは、「地域住民の生活にどのような影響があるか」という観点で話し合い、その結果を市長に返します。

■ 地域活動支援事業にすること

地域活動支援事業とは、各区に配分した予算の範囲で、地域の課題解決や活力向上に向けた事業に必要な経費を実施団体に補助する制度です。各地域協議会では、地域で抱える課題を考慮した採択方針のほか、審査基準や補助金の補助率などを決めて、提案された事業を審査します。

■ その他

活動内容をお知らせする活動報告会や、地域住民と意見交換を行うため、直接地域に出向いて会議を開催しているほか、話し合いにいかすための先進地視察を行っている地域協議会があります。また、共通の課題について、近隣の地域協議会が合同で研修会を行う場合もあります。

会議の開催日時は、各地域協議会で決めています。(これまで月1回程度の開催となっています)

地域協議会の委員とは

■ 委員になれる人

議員、常勤の公務員などを除き、その区で暮らしている25歳以上の人のが応募することができます。委員経験者も応募が可能です。

■ 委員の任期

次期委員の任期は、令和2年4月29日から令和6年4月28日まで(4年間)となります。

■ 委員の定数

各区の人口に応じて異なります。(12人~20人)

■ 委員の報酬等

住民の皆さんの自発的・主体的な参加が期待されていますので、無報酬としています。
なお、交通費相当額として、会議1回につき1,200円をお支払いします。

■ 委員が選ばれるまで

まず、委員の公募をします。その結果、応募者数が定数を超えたときは、住民の皆さんによる投票を行い、市長はその結果を尊重し、委員を選びます。

応募者数が定数以下のときは、まず応募者の中から委員を選び、さらに、定数に達するまで応募資格のある人の中から市長が委員を選びます。

《お問い合わせ》

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 (025) 526-5111 (内線1584、1429) FAX (025) 526-6114

E-mail jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp>